

株式交換に係る事後開示書面
(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2023 年 9 月 1 日

アークランズ株式会社
アークランドサービスホールディングス株式会社

2023年9月1日

株式交換に係る事後開示事項

新潟県三条市上須頃 445 番地

アークランズ株式会社

代表取締役社長（COO） 坂本 晴彦

東京都千代田区神田駿河台四丁目 3 番地 新お茶の水ビルディング 14 階

アークランドサービスホールディングス株式会社

代表取締役社長 坂本 守孝

アークランズ株式会社（以下「アークランズ」といいます。）及びアークランドサービスホールディングス株式会社（以下「アークランド SHD」といいます。）は、2023 年 4 月 14 日付で両社間の中で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2023 年 9 月 1 日を効力発生日として、アークランズを株式交換完全親会社とし、アークランド SHD を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）
2023 年 9 月 1 日
2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 2 号）
 - (1) 会社法第 784 条の 2（株主の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
会社法第 784 条の 2 の規定による請求を行ったアークランド SHD の株主はおりませんでした。
 - (2) 会社法第 785 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過
アークランド SHD は、会社法第 785 条第 3 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 155 条第 2 項及び第 161 条第 2 項に従い、2023 年 8 月 11 日付で、アークランド SHD の株主に対し、本株式交換を行う旨、株式交換完全親会社であるアークランズの商号及び住所、並びに買取口座を電子公告により公告しました。なお、会社法第 785 条第 1 項の規定

に基づき、株主2名より普通株式2,748,400株につき株式の買取請求がありました

(3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第789条（債権者の異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過、並びに第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第3号）

(1) 会社法第796条の2（株主の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

会社法第796条の2の規定による請求を行ったアークランズの株主はおりませんでした。

(2) 会社法第797条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

アークランズは、会社法第797条第3項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項に従い、2023年8月11日付で、アークランズの株主に対し、本株式交換を行う旨、株式交換完全子会社であるアークランドSHDの商号及び住所、並びに買取口座を電子公告により公告しました。なお、会社法第797条第1項の規定に基づき、株主1名より普通株式1,566,100株につき株式の買取請求がありました。

(3) 会社法第799条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第190条4号）

本株式交換によりアークランズに移転したアークランドSHDの株式の数は、本株式交換によりアークランズがアークランドSHDの発行済株式の全部（ただし、アークランズが所有するアークランドSHD株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のアークランドSHDの発行済株式からアークランズが所有するアークランドSHDの株式数を除外した12,487,533株です。なお、上記発行済株式は、後記5.（6）記載の自己株式の消却が行われた後のものです。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条第5号）

(1) アークランズは会社法第795条第1項の規定により、2023年5月25日開催の定時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

- (2) アークランド SHD は会社法第 783 条第 1 項の規定により、2023 年 6 月 22 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
- (3) アークランズは、本株式交換により、基準時のアークランド SHD の株主名簿に記載された株主（ただし、アークランズを除きます。）に対し、その所有するアークランド SHD の普通株式 1 株につき 1.87 株の割合をもってアークランズの普通株式を割当交付いたしました。なお、アークランズが割当交付した普通株式の総数は 23,351,686 株です。
- (4) 本株式交換により増加したアークランズの資本金及び準備金の額は以下のとおりです。
- ① 資本金： 金 0 円
 - ② 資本準備金： 会社計算規則第 39 条に伴いアークランズが別途定める金額
 - ③ 利益準備金： 金 0 円
- (5) アークランド SHD の普通株式は、株式会社東京証券取引所プライム市場において、2023 年 8 月 30 日付で上場廃止となりました。
- (6) アークランド SHD は、2023 年 8 月 8 日開催の取締役会の決議に基づき、基準時の直前の時点をもって、基準時の直前の時点において所有していた自己株式 3,088,467 株全て（本株式交換に際して行使された会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）を消却いたしました。

以上